



# ながら運転はやめよう

傘差し、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などの**ながら運転**は**危険**です。法令で禁止されているのはもちろんのこと、**思わぬ事故の原因**になり、あなたや周囲の人を危険に巻き込みます。絶対にやめましょう。

## 傘を差しながら

傘を差したり、荷物を片手に持ったりしながら自転車を運転してはいけません。周りが見えにくくなるうえに、風にあおられてバランスを崩しやすくなります。また、他の車両や歩行者の通行の妨げにもなります。

**罰則** 5万円以下の罰金  
(道路交通法第71条第6号、千葉県道路交通法施行細則第9条)



## スマホ・携帯電話を使いながら

スマートフォンや携帯電話を手で持って、通話やメール操作をしたり、ゲームをしながら自転車を運転してはいけません。周りの様子が目に入らなくなり、歩行者や車にぶつかる危険が高くなります。

**罰則** 5万円以下の罰金  
(道路交通法第71条第6号、千葉県道路交通法施行細則第9条)

### 実際に起きた事故

高校生が夜間、携帯電話の操作をしながら無灯火で走行中、前を歩いていた女性と衝突、歩行困難となる重大な障害を負わせた。(損害賠償額5,000万円)



## イヤホン・ヘッドホンを使いながら

イヤホンやヘッドホンなどを使用して音楽を聴くなど、周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。危険に気づくのが遅くなったり、音楽に気をとられて運転に集中できなくなったりする可能性が高くなります。

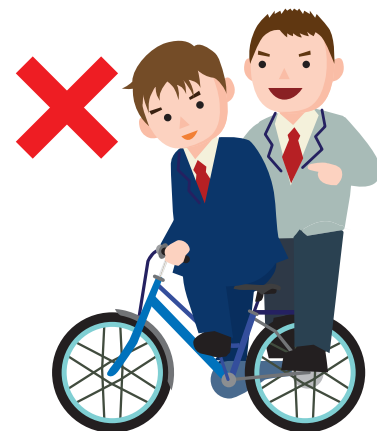
**罰則** 5万円以下の罰金  
(道路交通法第71条第6号、千葉県道路交通法施行細則第9条)



## 2人乗り運転もやめよう

自転車には、運転者以外の者を乗車させてはいけません。自転車には乗せられる重さが決められています。想定された以上の人に乗るとブレーキの利きが悪くなったり、バランスを崩したり、事故を起こす危険性が高くなります。

**罰則** 2万円以下の罰金又は科料  
(道路交通法第57条第2項、千葉県道路交通法施行細則第7条)



### 2人乗りの例外

- 16歳以上の運転者が、6歳未満の幼児1人を、幼児用座席に乗車させる場合
- 16歳以上の運転者が、6歳未満の幼児2人を、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合
- 16歳以上の運転者が、6歳未満の幼児1人を紐等で確実に縛って背負っている場合